



大阪府 自転車条例

ご存知ですか?



平成28年4月1日「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました

交通ルール・マナーの向上

自転車は車両です。ルール・マナーを守って自転車を安全・適正に利用しましょう。

- ・自転車は車道の左側を走行
- ・歩道は歩行者優先
- ・交差点での一時停止と安全確認
- ・信号を守る
- ・夜間はライトを点灯



高齢者ヘルメット着用

65歳以上の高齢者が自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用し、自分の身を守りましょう。ヘルメットは自転車で転倒したときに頭を守ってくれます。

※13歳未満の児童、幼児が自転車に乗車するときは、道路交通法により保護者がヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



交通安全教育の充実

児童・生徒に対する交通安全教育の指導強化や家庭、職場における交通安全教育の実施に努めましょう。

自転車の点検及び整備

反射器材の装着、タイヤの空気圧やブレーキの効き等の自己点検のほか、異常を感じた際には、販売業者の点検整備を受けましょう。

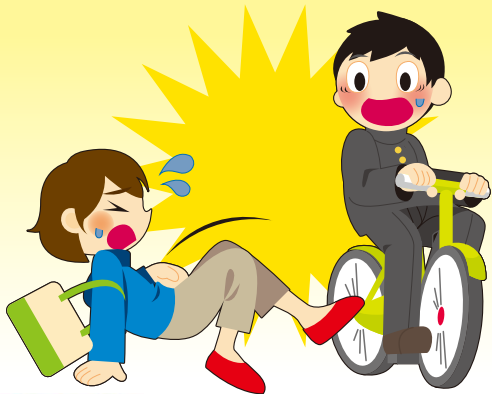
自転車保険の加入義務化

自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るため、自転車損害賠償保険の加入が義務化されました。(平成28年7月1日施行)

自転車事故の加害者に

賠償額9,521万円

の支払いを命じた高額賠償事例(神戸地裁平成25年7月判決)もあります。



大阪府では自転車保険に加入しなければなりません

大阪府警察

内容に関するお問い合わせ

大阪府自転車条例総合窓口 TEL 06-6944-6736

自転車の保険に関するお問い合わせ

各保険会社まで



自転車対策室へアクセス▲